

令和5年12月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和5年12月1日（金）～12月11日（月） [11日間]

2 議 案

議案第178号 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議案第180号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例及び北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改
正する等の条例の一部改正について

議案第181号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例の一部改正について

議案第230号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立八幡図書館）

議案第231号 指定管理者の指定について（北九州市立若松図書館）

議案第232号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）

3 会派質疑・一般質問

日程：令和5年12月1日（金）～12月6日（水）

概要：P4～P32のとおり

【目 次】

◇12月1日（金）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
共産党	藤沢 加代	○議案第231号【指定管理者の指定について（北九州市立若松図書館）】		
		・評価基準に貸出者数・貸出冊数等の数値目標と達成率があることから、不正行為の原因は指定管理者制度にあると考える	運営企画課	4
公明党	木畑 広宣	○北九州市立ひまわり中学校について		
		・様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障するためのカリキュラム設定について	企画調整課	6
公明党	成重 正文	○フードバンク北九州ライフアゲインの事業について		
		・フードバンク北九州との連携による「見えない貧困世帯の子どもを支援する事業」の取組について	学事課 学校保健課	8
		・フードバンク北九州とのフードバンク事業を通じた不登校生徒の学びの場としての今後の連携について	生徒指導課	10

◇12月4日（月）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
公明党	山本 眞智子	○GIGAスクール構想に基づいた1人1端末の利活用について		
		・本市においてタブレット端末の活用割合が全国平均を下回っていることへの認識と及び一層の活用に向けた取組について	教育情報化推進課	11
公明党	松岡 裕一郎	○不登校児童生徒のための教育機会確保支援について		
		・「不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議」の今後のスケジュールや方針、施策への具体的反映や今後の周知徹底について ・放課後等デイサービス等が不登校児童生徒の受け皿となっている実態の中で、支援を行っている民間団体や福祉関係者の現場の声や意見を、施策に反映させるべき。	指導企画課	13
ハートフル北九州	三宅 まゆみ	○国際的なリーダーを育成するまちづくりと教育について		
		・グローバルリーダーを育成するためにどのようなことに取り組んでいるか ・広島県のような国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを導入した学校をつくることについて	学校教育課	15
ハートフル北九州	森 結実子	○学校施設開放事業について		
		・学校施設を虚偽申請により不正使用したことについて、法的な対応を行う予定があるか ・注意喚起の意味も含め、運営会社の名前の公表等は実施しないのか	施設課	17

◇12月5日(火)

会派名	議員名	内容	所管課	ページ
ハートフル北九州	小宮 けい子	○特別支援学校高等部の通学について	特別支援教育課 学事課	19
		・特別支援学校高等部の生徒が、スクールバスを利用できるようにになれば、その生徒の「学ぶ権利」を保障することができるのではないか		
ハートフル北九州	大久保 無我	○技能グランプリ全国大会について	学校教育課	20
		・技能グランプリ全国大会へ多くの児童生徒たちが行くよう、取り組んでいただきたい		
		○北九州イノベーションセンターについて	授業づくり支援 企画課	22
		・北九州イノベーションセンターを、本市デジタル教育やキャリア教育を行う上で、どのように位置づけているのか		

◇12月6日(水)

会派名	議員名	内容	所管課	ページ
自民未来	大石 仁人	○学校体育施設活用の今後の見通しについて ～子どものスポーツ環境の確保～	施設課 生徒指導課	24
		・子どものスポーツ環境の確保の観点からの、体育施設活用の民間企業参入について		
共産党	永井 佑	○学校給食、質の向上について	学校保健課	27
		・市長や教育委員会は市内の料理人と給食の献立について議論を行っているが、その議論をふまえ、アンケートで寄せられた声にどう向き合うのか。		
		・安全安心な給食の提供のため、モデル校で一定期間、自校炊飯も試行し、本格実施を検討すべきでは	学校保健課	29
ハートフル北九州	森本 由美	○包括的性教育の推進について	学校教育課	31
		・本市の包括的性教育について ・市内の全小・中学校・特別支援学校において「生命(いのち)の安全教育」の充実と、「思春期健康教室」を毎年実施してはどうか		

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月1日

【質疑件名】議案第231号 若松図書館の指定管理者の指定について

【質疑者】藤沢 加代 議員（日本共産党）

■藤沢 加代 議員

議案第231号若松図書館の指定管理者の指定について1点質問します。

若松図書館の新しい指定管理者の候補が決まりました。不正を行った株式会社日本施設協会が選ばれなかったことで、一件落着としていいのでしょうか。

私は図書館の指定管理に反対の立場から、9月定例会本会議等で、図書館の指定管理の検証をと求めてきましたが、若松図書館の不正問題について、教育長は、「図書館に指定管理者制度を導入したことに起因するものではない」、市政変革推進室長は、「指定管理者制度そのものの課題と受け止めていない」と、両者とも制度の問題ではないと答弁しました。

指定管理者の毎年度の評価シートには、貸出者数・貸出冊数等の数値目標と達成率の欄があります。不正はここで発生しているのです。指定管理者制度そのものの問題ではありませんか。答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

議案第231号に関しまして、図書館の指定管理者の来年度の評価シートには、貸出者数・貸出冊数等の数値目標と達成率の欄があって、ここで不正が発生しているのは、指定管理者制度そのものの問題ではないかというご指摘にお答えをいたします。

北九州市の指定管理者評価マニュアルによりますと、指定管理者の努力の結果を客観的かつ公平に評価するために、目標による管理の手法を取り入れることとされています。

この目標による管理を行う上では、数値化できない定性評価と、数値化ができる定量評価というものが必要であり、このうち、定量評価を行うためには、目標の数値化が必要不可欠であるとされています。

一方で、目標管理の留意点といたしまして、数値目標自体が自己目的化して、本来の目的が損なわれ、ノルマ管理に陥らないように留意すること、ともされています。

これを踏まえ、教育委員会では、まず定性評価の項目として、「各種行事の実施」や「平等利用の取組」など、また定量評価の項目としては、図書館の基礎的なデータである「貸出者数」や「貸出冊数」といった、合計で20を超える評価項目を設定しています。

また、定量評価においては、新型コロナウイルス感染症によって貸出冊数が減少したことなどといった、目標の達成度合いの要因分析を行った上で評価をしており、単に数値のみをもって評価は行っていません。

さらに、評価の手続きや結果はホームページなどで公表するとともに、評価結果については指定管理者に郵送によって通知をしており、指定管理者も内容を十分に理解できるようにしています。

したがって、今回の若松図書館の指定管理者による不正行為は、指定管理者制度に起因して発生したものではなく、特定の指定管理者により行われた個別の事案と捉えています。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月1日

【質問件名】北九州市立ひまわり中学校について

【質問者】木畑 広宣 議員（公明党）

■木畑 広宣 議員

夜間中学は、戦後の混乱期に中学校を卒業できなかった人に対して、義務教育の機会を提供することを目的として設置されたのが始まりですが、現在は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障するために設置することになっており、その存在意義が高まっております。

こうした中、夜間中学の必要性について、私が最初に質問したのは平成28年9月議会であり、以来3回に渡って質問してきたところです。国においても、同年12月に、我が公明党の強力な後押しで、教育機会確保法が成立し、令和3年1月には菅前総理から「すべての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置されることを目指す」との方針が示されました。さらに、今年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）においても、夜間中学の設置促進・機能強化等の取組について一層の推進が求められており、令和5年10月時点では、17都道府県に44校が設置されている状況となっております。

本市においても、我が会派がかねてより要望してきた公立夜間中学の開設が決まり、シンポジウムや授業体験・学校説明会も実施され、周知が進んでいることと思います。私もシンポジウムには参加させていただき、期待が高まりました。そして、来年4月に「北九州市立ひまわり中学校」がいよいよ開校します。開校を4ヶ月後に控え、具体的な準備を進めていることと思いますが、中でも様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障するためのカリキュラムの設定が重要と考えているところです。

つきましては、教育委員会として、どのようなカリキュラムを考えているのか、お聞かせ下さい。

■田島 裕美 教育長

夜間中学には、年齢や国籍、学習歴等、多様な背景を持つ生徒に対して、義務教育を受ける機会を保障するという重要な役割が期待をされています。

そこでカリキュラムにつきましては、中学校学習指導要領を踏まえ、教育課程を修了するために必要な内容を確保しつつも、個々の生徒の実情に寄り添う形で編成することとなります。

ひまわり中学校では、本年2月に策定しました基本計画の理念に則って、「学ぶことが楽しい、学び続けたいと思える学校」となり、また「仲間といろいろな

経験ができる学校」とするためのカリキュラムを編成し、生徒一人ひとりが安心して自分のペースで学べるようにしてまいります。

具体的には、一般的な中学校と同様の学習を行う「標準コース」の他に、小学校の内容も取り扱う「基礎コース」を設定し、生徒の学力に合ったコースを選択しながら、中学卒業レベルの学力を身に付けられるようにします。

また、保健体育等では、幅広い年齢層の生徒と一緒に楽しく活動できるような工夫をします。

また、授業の工夫もします。授業は「1日4時間」という、夕方以降の限られた時間で行うために、各教科の内容を精選した年間指導計画をコース毎に作成することとなります。

そして、すべての授業が、教科担当教員と補助教員の複数の教員によって、生徒一人ひとりの学習進度を確認しながら、進められることとなります。

ひまわり中学校で学び直したい、自分の生き方を取り戻したいと願う方々の思いに応えられるように、来年4月の開校に向けまして、着実に準備を進めてまいります。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月1日

【質問件名】フードバンク北九州ライフアゲインの事業について

【質問者】成重 正文 議員（公明党）

■成重 正文 議員

認定NPO法人フードバンク北九州ライフアゲインは、「生まれ育った環境のために、満たされる食事ができない、十分な教育が受けられない、寂しい思いをしている子どもを、北九州市からゼロにする」『全ての子どもたちが大切』とされる社会の実現を目指すことを目標に掲げ、食べられるのに捨てられている「食品ロス」の削減という環境活動と、経済的に厳しい子育て家庭への食品の支援という福祉活動の両方に取り組んでいます。

10年前に八幡東区で始まったフードバンク事業は、社会にあふれる「もったいない」を「ありがとう」に変える社会貢献活動で、企業・団体、農家・個人などから食品を寄贈していただき、ひとり親家庭、介護家庭、失業者、外国人労働者、路上生活者等、また、児童養護施設、障害者施設、老人介護施設、里親家庭、ファミリーホーム等に無償で提供する活動を行うものです。現在協賛していただいている食品提供企業は100社を超え、約130tの食品ロスの削減に貢献しています。

そのような中、フードバンク山梨では、平成28年に教育機関と連携し、「学校との連携で見えない貧困世帯の子どもを支援する事業」を立ち上げました。生活困窮世帯となっている親の多くは、子育ても仕事もしていることから、夜遅くに帰宅して時間もないなど、自身が相談する場所や利用できる制度についての情報を得ることができない場合があります。この事業は、そのような世帯に子どもを通して当法人の活動や支援の取り組みをお知らせすることができるのと同時に、教員や学校、行政機関に知られることなく食糧支援を受けることができることも大きな利点となり、事業実施後、食糧支援世帯は前年度の2.8倍にも上がり、行政との連携では把握できていない、見えない困窮世帯の支援につながっています。

また、フードバンク北九州ライフアゲインでは生活困窮世帯等から様々な相談を受けるなかで、不登校児童生徒の相談も受けているようです。

10月4日に文部科学省が公表した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、全国の不登校の小中学生は過去最多の29万9,048人の報告があり、本市も全国と同様に不登校児童生徒の数は同じ傾向にあるのではないかと思います。そこで、お伺いします。

フードバンク北九州ライフアゲインとの連携によるフードバンク山梨のような「学校との連携で見えない貧困世帯の子どもを支援する事業」の取り組みについて、お考えをお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

子どもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、また、前向きに生きる気持ちなど、子どもの権利利益を侵害するものです。

また、貧困によって子どもたちの将来が閉ざされることは、あってはならない問題です。

このため、まず、子ども家庭局では、NPO 法人との食糧支援に関する連携といたしまして、フードバンク北九州ライフアゲインの応援食品等の申込みチラシを、児童扶養手当受給者約1万世帯に対して、個別に配布をしています。

さらに、フードバンクや子ども食堂に届きます寄付食材についても、共同で保管する場所を整備して、同団体と連携して貧困世帯を含む子どもたちの支援に取り組んでいるところです。

一方で、教育委員会の取組ですが、令和2年8月に休校等に伴う給食用物資対応マニュアルを策定しました。

その取組の一環としまして、フードバンク北九州ライフアゲインと連携して、休校等で使用できなかった給食用の物資を提供して、支援が必要な子どものいる世帯にお届けしています。

また、今後の取組といたしまして、経済的理由で就学が困難な小中学生の保護者へ、就学援助に関します書類とあわせまして、フードバンクの応援食品等の申込みチラシを配付するように、来年度に向けて調整を進めているところです。

このように次年度に向けた取組も進めており、今後も子育て世帯への支援に努めてまいりたいと考えています。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月1日

【質問件名】フードバンク北九州ライフアゲインの事業について

【質問者】成重 正文 議員（公明党）

■成重 正文 議員

不登校児童生徒の対応は喫緊の課題です。フードバンク北九州ライフアゲインとしてもフードバンク事業を通じて不登校生徒を学びの場につなげていきたいと考えているようですが、その様な中、不登校の保護者から「自分のせいで子供が不登校になったのではないか、どうすれば子どもが学校に行くようになるのか」などの相談を受けることがあるそうです。今後の連携について教育委員会のお考えをお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

この10月に、文部科学省より全国の令和4年度不登校児童生徒数が公表されました。北九州市は全国同様、増加傾向で、1,946人と過去最多でした。

このような状況から、北九州市としても不登校対策は、喫緊の課題ととらえています。

今年度実施しました不登校傾向の児童生徒に対するアンケート調査の結果によると、「だれかに相談したい」、「相談する相手が欲しい」というように、相談先に悩んでいる児童生徒や保護者が一定数いることが分かりました。

そのために、議員お尋ねのフードバンク事業を通じて、不登校に関する相談があった場合には、教育委員会としても連携をしたいと考えています。

具体的には、食品を届ける際に、不登校児童生徒の相談先や支援機関を掲載しましたパンフレットを配付することや相談内容については、相手方の了承を得た上で、学校や教育委員会へ繋ぐといったことが想定されます。

教育委員会としては、不登校児童生徒に対して、様々な機会やネットワークを活用して、個に応じた不登校支援の充実を図るよう努めてまいりたいと考えています。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月4日

【質問件名】GIGAスクール構想に基づいた1人1台端末の利活用について

【質問者】山本 眞智子 議員（公明党）

■山本 眞智子 議員

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現しようというGIGAスクール構想、2021年度を元年として構想に基づいた教育がスタートし、3年目に入りました。本市におきましても20年12月末には児童生徒約7万人に1人1台仕様の端末を整備し、翌21年3月末には全小中特別支援学校への高速大容量回線を整備、その後コロナ禍が急拡大する中、オンライン授業実施、また不登校児童生徒への未来へのとびらオンライン授業と誰1人取り残さない教育の実現に取り組んできました。また、ドリルアプリ授業支援のアプリの導入、また本年はプログラミング教材まなっぶの活用、教員へのICT活用支援等々、他にもたくさんの取組に着手してきました。

今から振り返れば、短時間でここまでの推進については大変な苦労があったと推察しますが、1人1台端末の利活用については地域間、学校間で格差が生じていると指摘されています。23年4月に実施された、23年全国学力学習状況調査結果によれば、小学校6年生が22年度までに受けた授業での活用割合は、ほぼ毎日利用している割合の全国平均が65.2%に対して北九州市は37.0%、ほぼ毎日と週3回を足した全国平均が90.6%に対して北九州市は74.8%といずれも全国平均を下回っているのが現状です。国はGIGA端末更新にかかる費用の補助にあたっては端末の確実な活用を要件としているので、改善に向けた対応が急務と考えます。

そこで伺います。本市においてタブレット端末の活用割合が全国平均を下回っていることについての、教育委員会の認識とより一層の活用に向けての取組にお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

端末を活用するために、これまでICT担当主任研修やアドバイザー教員養成研修を行い、推進校の授業例をホームページで公開する、さらにはGIGAスクール運営支援センターヘルプデスクを充実するなどの取組を進めて参りました。しかしながら、本年度の文部科学省調査において、全国に比べて活用が進んでいないことや、地域や学校によって端末の活用に格差が見られることなどの課題が明らかになりました。こうした課題として、教員が端末を活用した授業イメージを充分持っていないことや、端末トラブルへの対応や破損故障の増加へ

の懸念があることなどの要因によって端末の活用を躊躇してしまうことが多いのではないかと考えられます。

そこで更なる活用促進に向けて、10月からは市の半数近くに当たる、小中学校90校を指導主事が個別に訪問して活用状況の実態を把握し、学校の実態に即した活用の具体例を提示し、更に活用計画の作成支援を行うなどといった伴走型の指導を行っています。また、活用を更に進めるための取組として、端末活用のノウハウを掲載した通信を全教員に配信、機器トラブル等についての質問に回答する生成AIを利用したチャットボットの運用、学校からの個別相談に指導主事が即時対応する、などといったように学校の困り感にきめ細かく対応する取組を進めています。今後とも端末の活用を一層推進してまいります。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月4日

【質問件名】不登校児童生徒のための教育確保支援について

【質問者】松岡 裕一郎 議員（公明党）

■松岡 裕一郎 議員

文部科学省は、10月4日、全国の小中学校における不登校児童生徒数は、前年度24万4,940人から約22.1%増加し、令和4年度は29万9,048人、約30万人と過去最多となったことを公表しました。本市の不登校児童生徒数も、令和3年度の1,530人から、令和4年度は、前年度より27%増の1,946人となっており、過去最多となっております。

私は、どこにもつながっておらず教育機会を失っている児童生徒に対して、行政や民間などの各機関が協力して、学びや居場所等の支援を強化していくことが不登校児童生徒への支援として極めて重要であり、一番には各機関の連携強化が喫緊の課題と考えております。そのことが不登校で悩む児童生徒保護者の支援につながると考えます。そこで、伺います。

「不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議」が現在立ち上がり、教育機会確保に係る検討をされていますが、この検討会の今後のスケジュールや方針、教育確保施策などへの具体的反映や今後の周知徹底についてはどのようにお考えか、本市の見解をお伺いします。

放課後等デイサービス等の民間団体などが受け皿になっている実態の中、11月25日、毎日西部会館にて放課後等デイサービスなどの民間団体約80団体、約150人が集まり、「放課後等デイサービスによる不登校児童生徒への支援のあり方」と題して研修会が行われました。この研修会は、本市と教育委員会・毎日新聞西部本社が後ろ盾として後援して頂き、文部科学省・こども家庭庁・本市不登校等支援センター・本市保健福祉局障害者支援課が後援、その後パネルディスカッションし、新聞報道されました。この会を主催した任意団体である「こどもウェルビーイング研究会」は、「北九州市内にある放課後等デイサービス事業所による不登校等児童生徒への支援の有用性を考える機会とし、また障害福祉支援機関と教育機関との連携のあり方も考え、子どもが安心して過ごせる学びの場、遊びの場の提供について考える。」とのもと、来年にもNPO法人化する予定とのことでした。そこで伺います。

ぜひとも「不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議」の検討や今後の「学びの多様化学校」の検討については、不登校児童生徒への支援として活動している「こどもウェルビーイング研究会」の民間団体やその他の学習支援居場所提供している福祉関係者の現場の声や意見を、施策に反映させるべきと考えますが、本市の見解をお伺いします。

■田島 裕美 教育長

文部科学省がこの10月に公表いたしました「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によりますと、令和4年度の小・中学校におけます不登校児童生徒数は、全国で約30万人と過去最多を記録しました。

本市でも全国と同様に増加しており、小学校610人、中学校1336人、合計で1946人と、前年度に比べまして416人増加をして、過去最多となっています。

文部科学省では、令和5年3月に不登校対策としてCOCOLOプランを取りまとめて、「不登校になった場合でも、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるように、個々のニーズに応じた受け皿を整備し、児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要だ」と示しております。

このような状況の中で、本市における不登校児童生徒への新たな対策を探るために、令和5年8月に「不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議」を立ち上げました。

これまでに2回の会議を開催しており、不登校傾向の児童生徒を対象に実施しました「学びの場と居場所づくりのアンケート」の調査結果などを参考として、①今通えている場所の居心地向上、②新たな選択肢を増やす、という2点を柱として、教育機会確保策の検討を進めています。

令和6年2月に最後となる第3回会議を計画しており、「学びの場・居場所づくり」の具体的な内容を議論する予定です。

その後、年度内を目処に、教育委員会としての「教育機会確保の今後の方針」をまとめてまいります。

個別施策への反映は今後の作業となりますが、会議の資料やアンケート調査結果は随時ホームページで公開し、当事者や保護者だけでなく、支援者や教職員も確認できるようにしています。

方針策定後には、再度周知徹底を図りたいと考えています。

次に、不登校児童生徒への支援団体といたしましては、親の会をはじめとして、フリースクールや放課後等デイサービスなどがありまして、学校以外の学びの場や居場所を求める児童生徒にとって、大切な場所となっています。

これらの多くは、既に不登校等支援センターや学校と連携をしており、放課後等デイサービスなどでの学びを、在籍校の校長が指導要録上の「出席扱い」とするなどの実績もあがっています。

議員ご指摘のように、施策の検討にあたって現場の声を聞くことは、重要であると考えています。

2月に計画しております次回の検討会議の場で、放課後等デイサービス事業所などの方から取組や課題を話していただく機会を設けることを考えてまいります。

令和5年12月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和5年12月4日

【質問件名】 国際的なリーダーを育成するまちづくりと教育について

【質 問 者】 三宅 まゆみ 議員（ハートフル北九州）

■三宅 まゆみ 議員

広島県では今後日本が直面する危機を乗り越えるカギは教育であると、平成26年に広島版「学びの変革」アクションプランを策定しました。その中で、学びの変革を先導的に実践するため、グローバルリーダーを育成する学校をつくり、そのノウハウを全県で共有することを目的に、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム（IBDP）を導入した併設型の公立の中高一貫校である広島県立広島叡智学園を設置しました。大崎上島という小さな島にあり、全寮制の学校です。中学校は1学年定員40名、高校からは海外の留学生20名を加えて計60名の定員になるそうです。

いわゆるエリート教育ではなく、生徒自身が最適解を見つける主体的な学習活動を行い、例えばテレビやネットなどで見たニュースを自分事の課題に転換し、答えが一つではない課題の解決に向けた活動を通じて多様な価値観の衝突を引き起こし、実体験を原動力として価値観の違いを乗り越え、多様性を力に変えるようなカリキュラムがあり、多様な価値観のぶつかり合いを乗り越える力を育成し、ここでの教員の人事交流、生徒の交流などを通じ、そのノウハウを全県で共有しているそうです。

多様性が求められるこれからの時代に、本市においても学びの変革が求められるのではないのでしょうか。

まず本市においてグローバルリーダーを育成するために、どのようなことに取り組んでおられるのでしょうか。

現在の格差社会の中で、経済的に豊かな家庭の子どもたちは、学校や教育を受けられる選択肢が多くありますが、経済的に厳しい家庭でも夢や希望が広がるような、グローバルリーダーを育成することが今後の公教育において求められるのではないかと思います。

本市において、広島県のような国際バカロレア・ディプロマ・プログラム（IBDP）を導入した学校をつくることについての見解をお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

令和5年6月に策定されました、国の教育振興基本計画に示されていますように、世界的な課題解決に参画するグローバルリーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材を育成することは、大変重要なことだと考えています。

そこで、市内唯一の「市立」の高校である、北九州市立高等学校では、民間人校長のリーダーシップの下で、未来人材の育成のために、産・官・学・民と連携・協働して、絶えず変化する未来の社会や世界をけん引する若者を育成することを「スクール・ミッション」に掲げ、学びの変革に取り組んでいるところです。

令和6年度には、現行の普通科を「未来共創科」に学科再編をして、探究的な学びに重点を置くとともに、北九州市のリソースを十分に活用して、国際社会や地域で力を発揮できる「北九州グローバル人材」の育成を目指すこととしています。

そのため、社会に開かれた教育を目指して、地域の人的・物的資源を活用した教育活動の充実を図っているところです。

多様な教育活動の例といたしまして、具体的に紹介させていただきます。

議員ご紹介の川原尚行氏によるアフリカでの支援活動に係る授業と講演会、また日本IBM株式会社とテクノロジーとデザイン思考で社会課題を解決するワークショップを、さらに北九州市出身で著名な予備校講師である安河内哲也氏による英語の授業「一生モノの英語勉強法」などを実施しています。

各分野の最前線で活躍する方々との出会いや多様な学びの機会を提供し、個々に応じて成長をサポートし、問題発見力、コミュニケーション力、発信力などの育成に努めています。

議員ご提案の国際バカロレア・ディプロマ・プログラムですが、探究スキル、課題解決能力やコミュニケーション能力等の育成に資するものであり、北九州市立高等学校が目指す新しい教育理念との共通点が多いと認識をしています。

一方、このプログラムは原則英語で行う必要があるため、指導ができる教員の確保は容易ではないこと、また生徒にも高い英語力が要求されること、そしてプログラム認定校の資格の維持や、教員の研修等に継続的な経費の負担があるといった課題もあることから、国内の認定校の実施状況を参考にするなど、研究してまいりたいと考えています。

社会の変化が加速度を増して、複雑で予測困難な時代の中、時代の変化に対応した資質・能力の育成と、世界と北九州市との架け橋となるグローバルな視野を兼ね備えた人材の育成に、引き続き取り組んでまいります。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月4日

【質疑件名】学校施設開放事業について

【質疑者】森 結実子 議員（ハートフル北九州）

■森 結実子 議員

市内の小中学の施設は広く市民が利用できるようになっていきます。その一つが学校施設開放事業です。この事業は昭和40年度から地域スポーツの普及及び児童の安全な遊び場として、学校教育上支障のない範囲内で、市立の小・中学校の運動場・体育館・武道場など学校施設を市民の使用に供するものとして実施されています。

この事業では、成人、勤労青少年で構成された団体を利用対象とするスポーツ開放事業と、同じく児童で構成された団体及び個人を利用対象とする遊び場開放事業に分かれています。

それ以外で、学校施設を利用する場合には、目的外使用許可を受けて利用する方法があります。

同事業や目的外使用での利用については、営利目的、政治目的、宗教目的、公益に反する恐れがあると認められる場合や教育上又は管理上支障があると認められる場合は利用が出来ない等様々な決まりがあります。

さて、本年令和5年9月市議会定例会の令和4年度決算特別委員会第2分科会における市長質疑で、委員より、民間企業が運営するスポーツクラブの学校体育施設の使用を禁止した理由とその意思決定の時期、経緯を伺いたいとの質疑がありました。それに対する教育長からの答弁は、「昨年11月に、教育委員会の方に「営利目的で小学校を使用しているスポーツクラブがある」との情報が寄せられたため、その年の12月にヒアリングを行った。そこで使用許可の申請書の中において、法人であるのに個人で申請を行っている、「会費なし」と記載されているにも関わらず、会費を徴収している、会費を会社の売り上げに計上しているということが判明した。結果、クラブの運営会社は市内10校全てで営利活動及び虚偽の申請を行ったことを認めたので、この時点で学校施設の使用は出来ない旨を会社に伝えた。」というものでした。

この答弁は学校事務提要に則っており、正確で正当な答弁であったと考えます。

また、本市の学校施設の開放に関する規則は、文化庁より2021年1月に出された地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」や2020年3月にスポーツ庁から出されている「学校体育施設の有効活用に関する手引き」にも則っており、適切に国の指針にも沿っているものです。

今回の件について、既に本年7月には、この運営会社の活動は学校施設以外の施設に完全移行していますが、学校施設を虚偽申請により不正使用したことについて、法的な対応を行う予定があるのでしょうか。

また、この運営会社のホームページを見ると、様々な市町村の小学校の体育館やグラウンドを使って活動をしており、他市町村において本市と同様に虚偽申請、不正使

用をしている可能性も考えられますが、注意喚起の意味も含めて、運営会社の名前の公表等は実施されないのでしょうか。併せて伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、「北九州市学校施設の開放に関する実施要綱」及び「学校事務提要」に基づいて、学校施設の目的外使用を許可しています。

また、従前から、営利目的の場合には使用許可ができない旨を規定しています。

加えて、学校事務提要においては、校長等は申請者が虚偽の申請を行ったことが判明したときは、許可の取消し、その他必要な処置をとることと規定されています。

これまでの経緯ですが、昨年11月、教育委員会に、「営利目的で小学校を利用しているスポーツクラブがある」との情報が寄せられたため、同年12月、ヒアリングを行いました。

その際、使用許可申請において、法人であるのに個人で申請を行い、「会費なし」と記載しているにも関わらず、会費を徴収し、会費を売上げに計上していたことが判明しました。

結果、クラブの運営会社は市内10校全てで営利活動及び虚偽の申請を行ったことを認めたので、学校施設の使用はできない旨を会社に伝えたところです。

併せて、当該スポーツクラブに通う子どもたちへの影響を考え、特別な配慮として、代替場所が見つかるまでの間、引き続き使用することを認めたところです。

お尋ねの虚偽申請に対する法的な対応ですが、営利目的で学校施設の使用をした者に対して、どのような対応ができるのかは、過去に例がないため、慎重な検討が必要だと考えています。

そのため、より詳細な実態を把握するべく、現在、運営会社に対して、学校施設を使用していた期間や、当該期間に売り上げた金額等について、文書による照会を行っています。

今後は、現在行っている実態把握の結果や法令の規定等を勘案して、市の顧問弁護士等とも協議をしながら、どのような措置が適切か、対応を考えてまいります。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月5日

【質疑件名】特別支援学校高等部の通学について

【質問者】小宮 けい子 議員（ハートフル北九州）

■小宮 けい子 議員

福岡市では新型コロナウイルス感染症の拡大で国の補助金を受けてスクールバスの台数を増やしたことで、利用できる人数に余裕ができ、将来的なことも考慮した上で、基本的に自主通学が困難な状況に応じて乗車を認めているようです。

本市においても特別支援学校高等部の生徒が背負っている個々の事情によって、スクールバスが利用できるようになれば、その生徒の学ぶ権利を保障することが出来ると考えますが、見解をお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、特別支援学校に通う児童生徒の増加に対応するために、スクールバスを段階的に増便してまいりました。

特別支援学校の通学範囲は、行政区をまたぐなど、広域に設定されています。このため、義務教育段階の小・中学部の間は、スクールバスを利用できるようにしております。

一方で、特別支援学校高等部においては、義務教育段階を終了した高等学校に相当する学びであることや、卒業後の社会参加と自立を目指す観点があるといった理由などから、生徒の自力通学や保護者による送迎を原則としています。

ただし、肢体不自由や病弱の特別支援学校においては、障害の状況により、公共交通機関の利用が困難な場合には、高等部の生徒に対しても、スクールバスを利用できるようにしています。

高等部の生徒のスクールバスの利用については、知的障害特別支援学校の高等部生徒の通学に関して、これまでも、議会や保護者などから、スクールバスの利用を求める声をいただいています。

ご指摘のとおり、障害の程度や家庭の事情にかかわらず、生徒の学ぶ権利は保障しなければならない、ということは、十分に認識をしています。

教育委員会としましても、他都市の状況を踏まえて、今後は、例えば、スクールバスの座席に空きがあり、保護者による送迎が困難な場合には、バスを利用できるようにするなど、生徒の通学手段を確保するための方策を工夫してまいりたいと考えています。

令和5年12月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和5年12月5日

【質問件名】 技能グランプリ全国大会について

【質 問 者】 大久保 無我 議員（ハートフル北九州）

■大久保 無我 議員

製造業と言えば、本市は、ものづくりのまちであり、素材や製品を作る、いわゆる製造業が集約された街であります。今ではそういう言われ方はされていませんが、かつては日本の四大工業地帯の一角を占め、今日でも本市は九州最大の工業地帯であります。

それゆえに、製造業の発展は本市の発展に直結すると考えます。さらによりよい製品の開発、生産は国力の向上へとつながります。技術者の育成は、国力向上の基礎であり、すなわち、技術者一人ひとりが日本という国の国力そのものだとと言っても過言ではありません。

そんなものづくりのまちである本市は、北九州マイスター制度を設け、本市で活躍する職人さんたちを表彰し、技能を次世代へとつなぐ取組を行ってきました。

さて、令和3年2月議会で、私は良質な技術者育成につながる技能五輪全国大会の誘致を提案いたしました。市としては、その提案を受け止めていただき、技能五輪全国大会の誘致こそできませんでしたが、今回の技能グランプリ全国大会の誘致へと結びつきました。

参加資格が23歳以下と年齢制限がある技能五輪に対して、年齢制限のない技能グランプリ全国大会は、現場の最前線で磨き抜かれた、日本の超一流の技術者が結集し、その技術を競うという意味では、最高峰の技術者同士の技を間近で見ることができるまたとない機会と考えられます。

資料によると、技能グランプリは来年、令和6年2月23日から26日の4日間にわたり、30の職種、およそ400～500人の技術者がこの北九州市に集結するということです。

また、来場者は新型コロナ禍の時は無観客だったものの、最も多い時では、およそ3万人となり、この期間多くの来場者が見込まれています。コロナ禍が明け、さらに九州で初めての開催となることもあり、非常に多くの来場者が来るのではないかと予想されています。

そして、日本一を競うさまざまな技術者の技を間近で見ることができるこの機会に、ぜひ子供たちにその現場を体験させることが、なによりのキャリア教育となるのではないかと考えます。

教育委員会として、この技能グランプリ全国大会へぜひ多くの児童生徒たちにその現場に行くように、取り組んでいただきたいと思います。見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市におきましては、学校の教育活動全体を通してキャリア教育を推進しています。

その取組例として、企業や地域に協力をいただきながら、「小学校応援団」等を活用した授業や職場体験が行われています。

また、中高生を対象とした「北九州ゆめみらいワーク」では、北九州市内の企業の仕事内容や働き方を中心に直接職業人に質問をすることで、働く自分の姿をイメージできるという取組となっています。

議員ご案内の「技能グランプリ全国大会」は、幅広い分野の、素晴らしい技術をもった方々が競い合う技を間近に見ることができる機会の一つと捉えています。

今回の大会への児童生徒の見学等につきましては、土曜、日曜の開催であることから、学校行事としての実施は難しいため、所管局と連携をして、各学校を通じて、興味を持った子どもたちやその保護者に周知してまいりたいと考えています。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月5日

【質疑件名】北九州イノベーションセンターについて

【質疑者】大久保 無我 議員（ハートフル北九州）

■大久保 無我 議員

北九州イノベーションセンターには、内閣総理大臣から国家戦略特区の認定を受けた施設も設置され、革新的な発想や技術を通じて、社会に大きな変化をもたらすイノベーションの中心地として、また日本一起業家にやさしい街を目指す本市の象徴的な施設としての役割が期待されています。

北九州イノベーションセンターがどのような施設かと言いますと、eスポーツやゲーム、プログラミング、さらには動画撮影と編集、ドローン体験など、様々なデジタル技術をじかに体験することができるデジタル教育施設REDEEのほか、九州初スポーツをテーマとしたエンターテインメント施設、JOYPOLISS SPORTSが入居しているほか、2期工事が完了した際には、国家戦略特区の支援制度を活かしたドローンやロボットなどの実証実験が行えるR&Dセンター、実証実験フィールドなどが整備されている施設であります。

とりわけデジタル教育施設REDEEは、これまでにない規模でICT技術を体験でき、今後求められるIT人材育成に大きく貢献できると考えられることから、本市のIT人材育成のみならずキャリア教育にも通じる施設として活用できると考えられます。

そこで伺います。本市教育委員会は、この国家戦略特区特例の認定施設も設置されている北九州イノベーションセンターを本市デジタル教育やキャリア教育を行う上で、どのように位置づけているのでしょうか、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

いわゆる「デジタル教育」についてですが、情報リテラシーやプログラミング的思考など、情報活用能力の育成に取り組んでいるところです。

一方、「キャリア教育」につきましては、小・中学校及び北九州市立高等学校において、職場体験学習や起業家教育に取り組んでいるところです。教育委員会では、9月の校長会長会や校・園長会議におきまして、イノベーションセンターで行われます、小学校向けプログラミング教室の案内と、教職員向けの無料の視察体験会の2つを説明して、各学校にチラシを配布、紹介したところです。

また、令和6年1月21日の日曜日に、市内の中学生を対象とした「スー1★GP（グランプリ）」を開催いたします。その中でブース出展の場がございますが、イノベーションセンターを運営しているGZキャピタルも参加予定となっております。なお、具体的な出展内容につきましては、現在調整中です。

一方で、この施設の利用にあたっては、活用の方針、費用対効果、施設の立地場所等、課題もあります。いずれにしましても、様々な観点を考慮しながら研究してまいりたいと考えています。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月6日

【質疑件名】学校体育施設活用の今後の見通しについて

【質疑者】大石 仁人 議員（自民未来）

■大石 仁人 議員

先の、9月議会の市長質疑において、このような関連の質疑を行いました。先日からお騒がせをしている件でありますけども、まず、はっきりと申し上げておきます。

私はこの質問するのが、私が関連する企業を押し込むためとか、その企業を守るために動いているという批判も耳にしますが、私が一企業の利益のために質問することなどありません。教育委員会は規則に則った判断であると思っています。

私も、不正に対しては然るべき対応をするべきだと考えています。また、当該企業は責任を負うべきだと考えています。また、過去にさかのぼって、取扱を変更して欲しいなども一切思っていません。

では、なぜ、私が批判をされるリスクがあるにも関わらず、またこの質問をあえてするのかと申しますと、事実として、スポーツをする場所を失った子ども達が多くいるからです。そして、今のままだと、今後もスポーツがしたくてもできない子どもが増える可能性が高いからです。我々が子どもの時とは、時代も環境も変わっています。

学校施設活用の規制緩和によって、子どもがスポーツを始めやすい環境ができるのであれば、ルールの見直しも含めて、行政と議会、我々大人が子ども達のために考えていかなければならないと考えています。

まずは、今の原理原則からお伝えします。学校体育施設は、「北九州市学校施設の開放に関する実施要綱」や「学校事務提要」に基づいて、営利を目的とする使用は認められていない、例えば、民間企業が会員から会費を徴収して、企業の売り上げとして計上している場合には、「営利目的」と判断をして、使用を許可しておりません。これが現在の原理原則です。

そもそも、なぜ学校体育施設を活用する方がいいのかと申しますと、まず1番は、保護者の送迎なしで自分で行けるということ。これは小学校の想定です。小学校のグラウンドの場合、普段通っている場所なので、保護者の送迎なしで自分で行けるということ。また、安全で安心です。そして、地域に迷惑かけないということがメリットとして挙げられると思います。

学校体育施設は、子どもが思い切りスポーツをする環境としては、最適です。私が子どもの頃は、地域の大人や小学校の先生が指導者となっているスポーツ少年団が多くあり、学校でスポーツが思い切りできました。子ども会の対抗のスポーツ大会も多くあって、その学校でその練習をしたりもしました。

しかし、現在は、子ども会はほとんどなくなっています。地域のスポーツ少年団も指導者が居なくなりチームが少なくなってきました。子どもが思い切りスポーツを

する環境が失われてきています。そうすると、子どもがスポーツを行うためには、民間企業を頼らざるを得ないのが現実的な課題となっています。

今、子どもの教育は、家庭や学校、行政だけが担うのではなく、民間も連携して民間の垣根、官民の垣根を越えて、地域全体で担わなければならないという時代にきていると思っております。

しかし、民間のスポーツクラブに行く場合、保護者の送迎が必要なことが多く、共働きで送迎ができない家庭の子どもは行きたくても行くことができない、場所が狭くて危険といった課題もあります。子どもや保護者にとっての一番は、保護者の送迎なく自分で通えて、広くて安全安心な学校体育施設を活用してスポーツができること。そう考えていくと、学校体育施設活用の民間参入という論点も出てくると思います。もちろん、スポーツ少年団がある場合は優先的に使用できるようにしつつ、その上で使っていない場合は、民間による有効活用を認めるなどの発想も出てくると思います。

以前は、他会派の議員の先生方も、学校体育施設の民間活用について質問されているように、課題意識は強いと感じています。同時に、動かすづらい課題であるということも理解しております。

私が重要であると思っていることは、時代環境の変化の中で、これまでのルールに縛られることなく、これからどうするかを大人の目線ではなく、子どもの思いに想像力を働かせて、行政が、我々議員が本気で子どものために議論ができるかどうかことが重要だと思っています。もちろん、ジレンマはありますが、何かいい知恵や工夫はないでしょうか。子どもファースト、子どもの目線でルールをどう考えていくか。子どもの成長のための環境を整えるのが我々大人の役割であります。スポーツ庁は、自治体の事例を示していますが、問い合わせたら、自治体に任せると答えます。また、経産省も学校施設の民間も含めた有効活用を色々と模索をしている段階です。今後必ず、ますます国においても学校施設活用に関しては、本格的な議論が進んでいきます。

こどもまんなか city 宣言をした本市だからこそ、国を待つのではなく、北九州市をどうするのか、子どものために本気でやるのか。その姿勢を子どもに、子育て世代に見せて頂きたいと思えます。

そこで、議論の現状と出発点を共有しておくために、伺います。

子どものスポーツ環境の確保の観点から学校体育施設活用の民間企業の参入について北九州市としての今後の考えを伺います。

■田島 裕美 教育長

まず、学校体育施設の使用原則です。学校の運動場、体育館等の体育施設の開放につきましては、地方自治法等で明記されており、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために使用させることができます。

そこで、北九州市では、法の趣旨に則り、スポーツ開放や遊び場開放といった学校施設の開放事業、また目的外使用許可によって、学校体育施設を活用した地域のスポーツ振興、ひいては、子どものスポーツ環境の確保を図っています。

その際に北九州市学校施設の開放に関する実施要綱等の基準によって、使用を許可しているところです。

なお、この学校体育施設の使用にあたっては、北九州市学校施設使用料条例に基づいて、使用料を徴収しています。

その際に、主に児童生徒で構成された団体が使用する場合には、使用料の全額を免除することで、子ども達の利用に配慮をしているところです。

民間企業の使用については、民間企業が運営する営利を目的としたスポーツクラブ等の場合には、現行の基準では学校施設開放事業や目的外使用許可での使用は認められていません。

一方で現在検討を進めている部活動の地域移行については、指導を担う団体として、総合型地域スポーツクラブなどが考えられますが、指導者不足が懸念をされ、将来的には民間企業が指導を担う団体となることも想定されています。

そうしたことから、本年の3月の議会、6月の議会でも申しあげましたところですが、学校施設の営利目的の使用については、今後重要な検討課題になると認識しています。

そのため、国や他都市の動向を注視しつつ、他の公共施設との整合性など課題の整理を行ないながら、今後、学校体育施設をどのように活用して行くのか、部活動の地域移行の議論と併せて、現在研究を進めているところです。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月6日

【質問件名】学校給食、質の向上について

【質問者】永井 佑 議員（日本共産党）

■永井 佑 議員

学校給食、質の向上について尋ねます。2月に行われた北九州市長選挙で立候補者4人のうち3人は学校給食費の無償化を公約に掲げる中、給食費はそのまま質の向上を訴えた市長が当選されました。

6月本会議では、わが党が提案した国に「学校給食の無償化」を求める意見書が圧倒的賛成多数で可決され、市内でも無償化を求める声が寄せられています。同時に質の向上を望む声も寄せられています。私も先日、中学生に提供する給食を食べさせていただき、実際に食べたメニューの写真を保護者と共有したところ、「少なくて質素でびっくりした」「もう少しボリュームのあるものにしてほしい」とメニューの充実を望む声がありました。

本市では学校給食の魅力向上につなげるため、子どもたちに提供している学校給食について、品質向上に向けた具体的な取組を決めるにあたり、現状の学校給食における課題整理として、他都市への視察や子どもや保護者へのアンケートを実施しています。

7月に行った調査では、保護者から無償化や質の向上を望む声が寄せられています。「『ししゃもが1人1匹だった』と聞いた日はかわいそうだと感じてしまった。物価の高騰等で大変だと思うが、率直に寂しいとの気持ちが強かった」「魚と副菜とみそ汁では、中学生の男の子には足りない。みそ汁や副菜の中に、お肉を入れてボリュームを出してほしい」という声も出されています。市長や教育委員会は10月12日に市内の料理人の方々と給食の献立について議論を行っていますが、その議論を踏まえ、アンケートで寄せられたような声にどのように向き合っていくのか答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

学校給食につきましては、国の定めた学校給食実施基準に基づいて実施しており、北九州市では、食育指導の「生きた教材」として効果的に活用ができるように、栄養バランスの整ったバラエティ豊かな献立の作成に努めています。

今年度は学校給食の更なる魅力向上を図るために、新たな取組としまして、児童生徒や保護者へのアンケートの実施、他都市の献立等の調査研究、市内有識者へのヒアリングといったことを行ったところです。

このうちアンケートの結果ですが、保護者の一部からは、「おかずの量が少ない」、「肉や魚をもっと出してほしい」といったご意見もいただいています。

一方で、給食を「とても楽しみ」または「楽しみ」にしている児童生徒の割合は6割以上ありました。「ふつう」との回答も含めると9割以上です。

また、給食のおかずを「とてもおいしい」、または「おいしい」と感じている児童生徒の割合は7割以上、「ふつう」も含めると9割以上です。また、給食に「満足」、または「どちらかといえば満足」と感じている保護者の割合は7割以上、「ふつう」も含めると9割以上です。このような評価を全体では頂いております。

今後の取組でございますが、アンケートで把握できたご意見やご要望、また市内有識者へのヒアリング結果等を踏まえて、今後は人気メニューの提供頻度の増加、また市内料理人が考案したメニューの提供、また、規格外の地元産野菜を使用したメニューの新設等といった取組を考えています。

今後もおいしい給食を提供できるように、さらに取組を進めてまいりたいと考えています。

令和5年12月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和5年12月6日

【質問件名】 学校給食、質の向上について

【質 問 者】 永井 佑 議員（日本共産党）

■永井 佑 議員

アンケートでは、「子供たちからはご飯が年々ビチャビチャになって美味しくないと聞く」「主食である白米が美味しくないとっているので、まずはその改善を望む」「お米を給食室で炊いてほしい」とご飯の改善についても意見が出ています。

本市は弁当箱方式を採用しています。主食納入業者、パン製造業者において、一人分量の精米をステンレスの器に入れて、パン釜で焼いて炊飯、保温用発泡ケースに入れて納品されています。

農林水産省の「食中毒予防クイズ！」があります。お弁当ができあがったので、おかずやご飯がアツアツのうちにすぐにふたをしめた。○か×かというものです。正解は×であり、食中毒菌が増える条件は主に3つで、1つ目が水分・湿度・湯気など、2つ目が栄養、3つ目が温度です。お弁当に詰めたおかずやご飯が未だ熱いうちに、ふたをすぐに閉めてしまうと、これらの3つの条件が揃ってしまい、食中毒菌が増えてしまうとのことです。私も給食を食べた際、ご飯の入ったステンレスの蓋を取ると、大きな水滴がびっしりとついていました。

ご飯の提供方式について各指定都市に調査を行いました。政令市で本市と同様の弁当箱方式を採用しているところは、他に一市のみです。子どもたちに安全安心な給食を提供するためには、コストや手間の削減を優先する方式ではなく、モデル校で一定期間自校炊飯も試行し、そのうえで、本格実施を検討すべきではないですか。答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

ご飯の提供方法ですが、北九州市の学校給食では、昭和57年のご飯給食開始以来、一食ごとに精米を金属製の容器に入れて炊飯をし、一人前ずつ提供いたします方法、いわゆる一食食缶方式を採用しています。

安全面への配慮ですが、一食食缶方式によるご飯の提供にあたっては、一食ごとの食缶を、概ね摂氏300℃の高温で40分間炊き上げた後に、食缶の蓋を開けることなく、速やかに保温用のケースに格納し、食中毒を防止するために細菌が増殖しにくい温度とされる摂氏60℃以上を保ったまま、配膳をしています。

また年2回、ご飯の学校への納入温度や水分量等について、抜き取り調査を実施する等、衛生管理を行っています。

さらに、一食食缶には蓋があり、つぎ分けも不要なために、細菌や飛沫の混入が防止される等、食中毒のみならず、さまざまな感染症への対策としても有効だという風に考えております。

仮に、自校炊飯方式を導入する場合には、教室で米飯をつぎ分ける教員の手間が増えることや、配膳の時間が長くなるといった課題もあります。

学校給食は、国の定めた衛生管理基準に基づいて実施をしており、安全・安心な給食の提供に努めているところです。米飯の提供における一食食缶方式は、安全面や、教職員の負担軽減に配慮をした提供方法であり、現時点では、自校炊飯のモデル実施は考えていません。

令和5年12月 本会議 議事録

【年月日】令和5年12月6日

【質問件名】包括的性教育の推進について

【質問者】森本 由美 議員（ハートフル北九州）

■森本 由美 議員

包括的性教育とは、身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など、幅広いテーマを含む教育です。ユネスコが中心となり提示した世界の性教育の指針である「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」によれば、健康と福祉、人権の尊重、男女平等を促進することを目標としており、8つのキーコンセプトが示されています。

1. 関係性、2. 価値観、権利、文化、セクシュアリティ、3. ジェンダーの理解、4. 暴力と安全確保、5. 健康と幸福のためのスキル、6. 人間のからだの発達、7. セクシュアリティと性的行動、8. 性と生殖に関する健康です。

それぞれのコンセプトについて、年齢で分けたグループごと、5歳から8歳、9歳から12歳、12歳から15歳、15歳から18歳、に学習目標が定められ、例えばキーコンセプト2-2「人権とセクシュアリティ」について、9歳から12歳の学習のアイデアとしては「自分の権利を知ること、人権が国内法や国際協定にも定められていることを知るのは重要です。」とされ、15歳から18歳以上では「性と生殖に関する健康に影響を与える人権を知り、推進することが重要です。」とされるなど、成長過程に合わせた助言が記されています。

性教育においては、子どもの人権をベースにし、年齢に応じ継続的に、かつ扱う内容が科学的に正確であることが重要です。包括的性教育を進めることで、子ども自身が適切な知識を身につけ、孤立する状況を減らすことも期待できます。

そこで、はじめに本市の包括的性教育についての見解を伺います。

次に、本市では、子ども家庭局と教育委員会が連携して子どもたちの健全な健康づくりを支援するため、思春期の子どもが心身の変化を正しく理解し、相手や自分自身の心と身体を大切にすることができるよう、「思春期健康教室」を行っていますが、実際に取り組んでいるのは希望する学校のみで、全校では実施されていません。本市は、10代の人口妊娠中絶の割合が全国的に見ても高く、また2022年における福岡県の人口あたりの性犯罪の発生率も全国ワースト8位と高い水準であり、性教育の取り組みは喫緊の課題です。

そこで、市内の全小・中学校・特別支援学校において「生命の安全教育」の充実及び「思春期健康教室」を毎年実施してはいかがでしょうか。見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、子どもたちが性に関して正しく理解をし、適切な行動がとれるよう、「生命の安全教育」に取り組んでおり、学校の教育活動全体を通じて系統的・計画的な学習を行っています。

具体的には、小・中学校の保健の学習では、自分の成長や経験と結び付けて性の違いについて話し合うことで、思春期の心と体の発達について考えること。また、道徳科においては、男女の協力について、お互いを尊重する大切さを考える中で、性別に捉われずに、人間関係を築いていく大事さに思いを深めること。さらに、特別活動におきましては、デートDVを取り上げて、様々な事例について意見を出し合うことを通じて、親密な関係であっても相手を傷つけることは人権侵害であるということ、こういったことなどについて学んでいるところです。

以上のように、北九州市では性に関する教育を様々な視点から捉えて、学習指導要領に基づいて、教育課程全体を通じて教科横断的に学習を行ってまいりました。

お尋ねの「包括的性教育」については、子どもたちを取り巻く社会環境の変化を踏まえまして、これまで以上に、性に関する正しい知識、科学的な知識を教えていくために、中学校段階での性交や避妊など、現在取り扱っていない学習内容に踏み込むことも必要だと考えております。

これに加えて、これまで「生命の安全教育」のプログラムの一例として位置付けておりました「思春期健康教室」につきまして、全小・中学校・特別支援学校で毎年実施が可能かどうかも含めて、まずは、公立の小学校全校で実施できることを目指して、子ども家庭局と協議をしております。

児童生徒が性暴力の被害者にも加害者にも、傍観者にもならないために、今後も学校教育における「生命の安全教育」の充実に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。